

# 公益社団法人日本表面真空学会 論文賞等規程

2023年4月22日理事会承認

(目的)

第1条 公益社団法人日本表面真空学会(以下本会という)は奨学のため、日本表面真空学会論文賞(以下論文賞)、日本表面真空学会熊谷記念真空科学論文賞(以下熊谷論文賞)、日本表面真空学会会誌賞(以下会誌賞)および日本表面真空学会技術賞(以下技術賞)を設け、本規程によって授賞する。また、本会は若手研究者奨励のために日本表面真空学会奨励賞(以下奨励賞)を、表面・真空科学の産業応用を奨励するために日本表面真空学会産業賞(以下産業賞)を設け、同じく本規程によって授賞する。本賞の英語表記をそれぞれ JVSS Paper Award, JVSS Kumagai Award for Papers in Vacuum Science, JVSS Review Paper Award, JVSS Technique Award, JVSS Paper Award for Young Researchers, JVSS Industry Award とする。

(対象)

第2条 各賞は以下の対象から選考される。

- (1) 論文賞は、受賞年の前年度(1月～12月)を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文が、表面・真空科学の進歩発展に特に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。
- (2) 熊谷論文賞は、受賞年の前年度(1月～12月)を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文が、真空科学の進歩発展に特に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。
- (3) 会誌賞は、受賞年の前年度(1月～12月)を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文以外の記事が、本会会員の啓蒙に特に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。なお、これらの条件を充たす物故者にも授賞しうる。
- (4) 奨励賞は、前年度(1月～12月)中に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** に掲載された原著論文または研究紹介の第一著者が、原稿受理日において37歳以下であり、その研究開発内容が注目され、将来表面・真空科学への貢献が大いに期待されると認められる個人会員に年一回授賞する。
- (5) 技術賞は、受賞年の前年度(1月～12月)を含む過去2年間に本会会誌または本会発行の **e-Journal of Surface Science and Nanotechnology** へ掲載された原著論文またはこれに準ずるものが、表面・真空科学における基礎技術あるいは応用技術の進歩発展に大きく貢献したと認められる個人会員に年一回授賞する。
- (6) 産業賞は、表面・真空科学関連産業の進歩発展に大きく貢献したと認められる製品、技術ノウハウ、規格標準化またはそれに類する成果をあげた本会法人正会員、維持会員、賛助会員に対して年一回授賞する。

(選定委員会)

第3条 論文賞等選定委員会は、応募者または推薦された候補者から受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。

(候補者の応募と推薦)

第4条 受賞候補者の推薦は下記による。

- (1) 本会名誉会員、功労会員、および個人正会員および法人正会員は、論文賞・熊谷論文賞・会誌賞・技術賞・産業賞の受賞候補者を推薦することができる。
- (2) 受賞対象論文または研究紹介の原稿受理日において 37 歳以下の者は奨励賞に応募することができる。
- (3) 受賞候補者の応募または推薦に際しては、定められた形式による応募書または推薦書を、所定の書類に添えて提出する必要がある。

(受賞者の決定)

第5条 会長は第3条の規程による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

2 各賞を授賞すべき適当な論文または記事がない場合には、その年度は授賞しない。

(表彰)

第6条 表彰は、賞状もしくは楯をもって行う。

2 本賞の授賞は、学術講演会または定例総会にて行う。

3 受賞者またはその代表者は、学術講演会にて受賞業績の発表を行う。

(内規)

第7条 本賞の推薦方法および選考方法について、必要ならば内規を別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行う。

付則 この規程は 2023 年 4 月 22 日から施行し、2023 年 4 月 22 日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2008/08/23	初版作成	理事会	長谷川修司
2009/05/23	第一次改訂版	理事会	工藤正博
2009/08/22	第二次改訂版	理事会	工藤正博
2013/02/02	改訂版作成	理事会	一宮彪彦
2014/07/19	第三次改訂版	理事会	大門 寛
2019/02/02	改訂版作成	理事会	長谷川修司
2021/04/17	改訂版作成	理事会	吉村雅満
2021/11/20	第2条4項の一部修正	理事会	久保利隆
2022/11/26	改訂版作成	理事会	大西 洋
2023/04/22	英語表記追記	理事会	大西 洋